

第 29 号議案

足立区営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 19 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区営住宅条例の一部を改正する条例

足立区営住宅条例（平成 9 年足立区条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 2 号中「予約者」の次に「及び事実上親族と同様の事情にある者として規則で定める者」を加える。

第 27 条第 2 項中「、第 25 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に規定する工作物があるときは」及び「これを撤去して」を削り、同条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、区長は、区営住宅建替事業の施行又は借上げ期間の終了に伴い区営住宅の利用者が住宅を返還する場合において、前項に規定する義務の全部又は一部を免除することができる。

第 36 条第 2 項中「当該使用者は」の次に「、第 41 条第 3 項に規定する場合を除き」を加え、同条に次の 1 項を加える。

7 区長は、第 1 項第 10 号に該当することにより、同項の請求を受けた者に対し、必要な仮住居を提供し、又は他の一般区営住宅若しくは高齢者住宅の使用を許可することができる。

「第 3 章 住宅建替事業」を「第 3 章 区営住宅建替事業等」に改める。

第 39 条第 1 項中「住宅建替事業」を「区営住宅建替事業」に改め、「（一般区営住宅に限る。この章及び第 18 条において同じ。）」を削る。

第 41 条第 1 項中「住宅建替事業」を「区営住宅建替事業」に改め、

「施行」の次に「又は区営住宅の借上げ期間の終了に伴う当該区営住宅の明渡し」を、「使用者」の次に「又は当該明渡しに係る使用者」を加え、同条第2項中「住宅建替事業」を「区営住宅建替事業」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 区長は、第36条第1項第10号に該当することにより同項の請求を受けた者が住宅を移転した場合においては、通常必要な移転料の支払その他必要な措置を講じることができる。

第51条に次の1項を加える。

- 3 区長は、高齢者住宅の借上げ期間の終了に伴い、生活援助員が住宅を移転した場合においては、通常必要な移転料の支払その他必要な措置を講じることができる。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

区営住宅の使用申込者の資格を追加するほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。